

個人インターネットバンキング定期預金

令和3年7月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由金利型定期預金（M型） 個人インターネットバンキング定期預金 （スーパー定期・スーパー定期300[単利型]）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の方に限らせていただきます。（屋号付など事業用としての口座や同好会などの団体名での口座ではお申込いただけません） ・ ご利用にあたっては事前に「城北インターネットバンキングサービス（個人用）（略称「個人IB」）のご契約が必要です。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式…1年 自動継続（元金継続・元利金継続）でお取扱いいたします。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入（個人IBの利用口座より振替入金） ・ 1口 1万円以上500万円以下 ・ 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ※払戻し（満期解約・中途解約）は、お客様が個人IBにログインし、定期解約メニューからお手続き願います。 ※原則として当金庫本支店窓口では、お支払いできません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 自動継続後の適用金利 (3) 利払方法 (4) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利…預入日のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率に0.01%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。（平成29年4月1日現在） なお、上乗せ利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承ください。 ・ 満期日におけるスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率を適用します。（上乗せ利率は適用されません。） ・ 満期日以後に一括してお支払いします。お支払いは、個人IBの利用口座に振替入金されます。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ お利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ マル優のお取り扱いはできません。
8. 手数料	——
9. 付加できる特約事項	——

10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金を満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算したお利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は当金庫ホームページ、または営業店窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 ・ 自動継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をお申し出ください。なお、自動継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ・ 通帳、証書は発行いたしません。残高・満期日の確認は、本サービスの定期預金口座照会により確認できます。 ・ 総合口座および預金担保の取扱いはできません。 ・ お届印は共通印鑑（共通印鑑のお届印がない場合は、代表口座のお届印）とします。
14. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます）